

ガス関係報告規則（平成二十九年経済産業省令第十六号） 抜粋

（事故報告）

第四条 ガス小売事業者（一般ガス導管事業者が現に最終保障供給を行っている場合にあつては、当該一般ガス導管事業者）は、その事業の用に供するガス工作物及びその供給するガスに係る消費機器について次の表の事故の欄に掲げる事故が発生したとき、一般ガス導管事業者は、その事業の用に供するガス工作物について同表第一号から第十五号までの事故の欄に掲げる事故が発生したとき（事故報告が一般ガス導管事業者又はガス小売事業者のいずれに係るものであるかを特定できない場合を含む。）、特定ガス導管事業者は、その事業の用に供するガス工作物について同表第一号から第十五号までの事故の欄に掲げる事故が発生したとき（事故報告が特定ガス導管事業者又はガス小売事業者のいずれに係るものであるかを特定できない場合を含む。）、ガス製造事業者は、その事業の用に供するガス工作物について同表第一号から第十三号までの事故の欄に掲げる事故が発生したとき、準用事業者は、その事業の用に供する工作物について同表第一号から第十三号までの事故の欄に掲げる事故であつて公衆に危害を及ぼしたもの（令第五条第三項の事業を行う者がその事業を行う場合に用いる工作物に係るものを除く。）が発生したとき、それ

ぞれ同表の報告の方式、報告期限及び報告先の欄に掲げるところに従い、報告しなければならない。

事故	報告の方式	報告期限		報告先
		速報	詳報	
一 ガス工作物（ガス栓を除く。以下同じ。）の欠陥、損傷若しくは破壊又はガス工作物の操作により人が死亡した事故	ガス事故速報（以下「速報」という。）	事故が発生した時から二十	事故が発生した日から起算	経済産業大臣及び当該事故に係るガス工作物の設置の場所を管轄する産業
二 工事中のガス工作物の欠陥、損壊若しくは破壊又は工事中のガス工作物の操作により人が死亡した事故	詳報（以下「詳報」という。）	四時間以内可能な限り速やかに	して三十日以内	保安監督部長（以下「所轄産業保安監督部長」という。）
三 ガスの供給に支障を及ぼした事故（以下「供給支障事故」とい				

う。）であつて、ガスの供給が停止し、又はガスの供給を緊急に制限したガスの使用者の数（以下「供給支障戸数」という。）が五百以上のもの（第十二号に掲げるものを除く。）

四 ガスの製造に支障を及ぼした事故（以下「製造支障事故」という。）であつて、ガス発生設備の運転を停止した時間（以下「製造支障時間」という。）が二十四時間以上のもの（第十二号に掲げるものを除く。）

五	速報及び詳報	事故が發	事故が發	所轄産業保安監督部長
ガス工作物の欠陥、損傷若しくは破壊又はガス工作物を操作することにより人が負傷し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故（第一号に掲げるものを除く。）				
六 工事中のガス工作物の欠陥、損壊若しくは破壊又は工事中のガス工作物を操作することにより人が負傷し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故（第二号に掲げるものを除く。）				
七 供給支障事故であつて、供給支障戸数が三十以上五百未満のもの				

（第十二号に掲げるもの並びに導
管の工事及び導管に損傷を与えた
工事以外の原因により導管からガ
スが漏えいした場合（第一号、第
二号、第五号、第六号、第九号か
ら第十一号まで及び第十三号に掲
げるものを除く。）において災害
の発生を防止するためガスの供給
を停止したこと（一の建物につい
て供給支障事故となったものに限
る。以下「保安閉栓」という。）
を除く。）

八 製造支障事故であつて、製造支

十一	ガス工作物からのガスの漏え	九 最高使用圧力が高圧又は中圧の 主要なガス工作物の損壊事故（第 一号から前号まで及び第十二号に 掲げるものを除く。） 十 最高使用圧力が低圧の主要なガ ス工作物の損壊事故（第一号から 第八号まで及び第十二号に掲げる ものを除く。）	障時間が十時間以上二十四時間未 満のもの（第十二号に掲げるもの を除く。）
速報及び詳報		詳報	
事故が発			
事故が発	事故が発 生した日 から起算 して三十 日以内	事故が発	
所轄産業保安監督部長		所轄産業保安監督部長	

いによる爆発又は火災事故（第一号、第五号及び第十二号に掲げるものを除く。）		生じた時から二十四時間以内可能な限り速やかに	生じた日から起算して三十日以内	
十二 台風、高潮、洪水、津波、地震その他の自然災害又は火災による広範囲の地域にわたるガス工作物の損壊事故、製造支障事故又は供給支障事故であつて、経済産業大臣が指定するもの	速報及び詳報	経済産業大臣が指定する期限	経済産業大臣が指定する期限	経済産業大臣及び所轄産業保安監督部長
十三 ガス工作物の欠陥、損壊若し	詳報		事故が発	所轄産業保安監督部長

くは破壊又はガス工作物を操作することにより、一般公衆に対し、避難、家屋の破壊、交通の困難等を招来した事故（第一号から前号までに掲げるものを除く。）			生した日から起算して三十日以内	
十四 ガス栓の欠陥、損壊又は破壊により人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故 十五 ガス栓の欠陥、損壊又は破壊によりガス栓から漏えいしたガスに引火することにより、発生した負傷又は物損事故（前号に掲げるものを除く。）	速報及び詳報	事故の発生を知つた時から二十四時間以内可能な限り速やかに	事故の発生を知つた日から起算して三十日以内	当該事故に係るガス栓の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

十六 消費機器又はガス栓の使用に伴い人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故（第十四号及び前号に掲げるものを除く。）	速報及び詳報		事故の発生を知つた時から二十四時間以内可能な限り速やかに		十七 消費機器から漏えいしたガスに引火することにより、発生した物損事故（消費機器が損傷した事故であつて、人が死亡せず、又は負傷しないものに限る。）
		事故の発生を知つた日から三十日以内		詳報	事故の発生を知つた日から三十日以内
当該事故に係る消費機器又はガス栓の設置の場所を管轄する産業保安監督部長				当該事故に係る消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長	

十八 消費機器又はガス栓から漏えいしたガスに引火することにより、発生した負傷又は物損事故（第十四号から前号までに掲げるものを除く。）	速報及び詳報		事故の発生を知つた時から二十四時間以内可能な限り速やかに	事故の発生を知つた日から起算して三十日以内 当該事故に係る消費機器又はガス栓の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
---	--------	--	-------------------------------------	---

2 前項の規定による速報は、次に掲げる事項について、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により

行わなければならない。

一 事故の発生の日時及び場所

二 事故の概要

三 事故の原因

四 応急措置

五 復旧対策

六 復旧予定日時

七 事故に係る消費機器及びガス栓の製造者又は輸入者の名称、機種、型式並びに製造年月（前項の表中第十四号から第十八号までに掲げる事故に限る。）

3 第一項の規定による詳報は、同項の表中第一号から第十三号までに掲げる事故にあつては様式第十四の報告書を、第十四号から第十八号までに掲げる事故にあつては様式第十五の報告書を提出して行わなければならない。